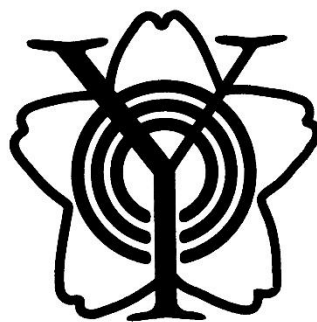


P T A 規 約 ・ 内 規  
教 育 後 援 会 会 則



川崎市立稲田小学校  
川崎市立中央支援学校稲田分教室

# 川崎市立稲田小学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は川崎市立稲田小学校PTAと称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は家庭と学校及び社会とが協力して民主的教育の理解と推進に務め児童の心身の健全な発達をはかり、その福祉を増進するためあらゆる活動をする。

## 第3章 事業

第3条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 民主的教育の推進とその具体化をはかるために必要な事項。
- 2 児童の教育・厚生・福祉を増進するために必要な事項。
- 3 会員相互の教養を高めるために必要な事項。
- 4 教育的環境の整備をはかるに必要な事項。
- 5 学校給食・衛生作業等を協力する。
- 6 学区内に於ける社会教育を助成する事項。
- 7 その他前条の目的達成に必要な事項。

## 第4章 組織

第4条 本会は川崎市立稲田小学校及び、川崎市立中央支援学校稲田分教室の児童の保護者・教職員にして、この会の目的に賛同する者を以って組織する。

## 第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費及び事業収入を以って支弁する。

第6条 会費は、1世帯月額210円とする。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第8条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1、会 長 1名 (保護者)
- 2、副会長 若干名 (保護者3名以上)
- 3、会 計 若干名 (保護者1名以上・教職員1名)
- 4、書 記 3名 (保護者2名・教職員1名)

役員任期は1年とする。但し再選は妨げない。

第9条 役員は総会で選出する。  
但し役員候補者の決定は会員の選出した指名委員(若干名)による。

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- 3、会計は金銭の収支を記録し、必要に応じて会計報告を行う。
- 4、書記は会議の議事を記録し、本会運営上の庶務を掌る。

## 第7章 会計監査

第11条 会計監査 3名 (保護者2名・教職員1名)  
会計監査の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第12条 会計監査は総会で選出する。但し、会計監査候補者の決定は会員の選出した指名委員(若干名)による。

第13条 会計監査は必要に応じて会計監査を行う。監査の結果総会に於いて報告する。

## 第8章 顧問

第14条 本会に顧問を置く事ができる。

## 第9章 委員

第15条 本会に次の委員会を置く。

1、役員会

役員・校長を以って構成する。

2、運営委員会

役員・各種正副委員長・たんぽぽ親の会会長及び校長を以って構成する。

但し、会長の要請により、会計監査も運営委員会に所属することもできる。

3、各種委員会

学年・成人・広報・校外地区の各委員会を置く。ただし、役員会の同意があればその限りではない。

4、特別委員会

必要に応じ随時設ける。

第16条 各種委員会の選出及び仕事は次の通りとする。

1、各種委員会は、学級または校外班より選出された委員及び教職員によって構成する。

2、各種委員会の仕事は次の通りとする。

①学年委員会は、学年学級の調整・児童の福祉増進をはかる。

②成人委員会は、会員の成人教育並びに福祉増進をはかる。

③広報委員会は、広報誌の発行を通じて会員相互の意志の交流をはかる。

④校外地区委員会は、校外に於ける児童の育成及び地域社会との交流をはかる。

第17条 運営委員会は毎月1回以上開催し、会長が召集する。

各種委員会の連絡調整・事業の推進をはかる。

第18条 各種委員会は、委員長が召集し、協議事項は運営委員会に提案する。

## 第10章 総会

第19条 総会は会長が召集し、年1回開催する。但し、必要と認めた場合は、臨時総会を開く事が出来る。総会の決議は、会員の過半数の同意による。

## 第11章 規約の改廃と内規

第20条 規約は、総会に於いて、会員の過半数の表決によって改廃することが出来る。

第21条 本規約については、別に定める内規によりこれを行う。

## 第12章 特殊事情および突発事項

第22条 この規約で定められている条項以外に特殊事情および突発事項が発生した際は、PTA会長・副会長・校長・教頭などで合議の上で決定することができる。但し、必要に応じて総会に諮るものとする。

## 付則

- 第1条
- (1) 本会の規約は、平成 21 年 5 月 1 日より施行する。
  - (2) 本会の規約は、平成 22 年 3 月 10 日より施行する。
  - (3) 本会の規約は、平成 27 年 3 月 6 日より施行する。
  - (4) 本会の規約は、令和 3 年 3 月 10 日より施行する。
  - (5) 本会の規約は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

# 川崎市立稲田小学校PTA規約内規

## 第1条 指名委員

- 1、役員・会計監査の候補者の選出にあたり、指名委員を置く。
- 2、指名委員は次の通りとする。

運営委員会より	2名
各種委員会よりそれぞれ	2名ずつ
教職員より	2名

の選出された委員にて構成する。
- 3、指名委員の任期は、その年度の10月より、1年間(次年度指名委員会発足まで)とする。

## 第2条 各種委員会委員の選出

各種委員会は、次期委員の選出にあたり、前年度の学級委員の協力のもと選出するのが望ましい。

- 1、学級委員 各学級より、学年委員・成人委員・広報委員を選出する。  
但し、各委員については学級毎ではなく学年単位で選出してもよい。  
選出されない場合は役員会に委ねるものとする。
  - 1)、学年委員会 選出された学年委員により委員会を構成し、正副委員長を互選する。
  - 2)、成人委員会 選出された成人委員により委員会を構成し、正副委員長を互選する。
  - 3)、広報委員会 選出された広報委員により委員会を構成し、正副委員長を互選する。
- 2、校外地区委員
  - ①各校外班より1名の委員を選出する。
  - ②各校外委員より委員会を構成し、正副委員長を互選する。
  - ③地区は宿1～、長尾1～とする。班数は児童数により、増減する。

## 第3条 慶弔

本会員及び本校児童に於いて慶弔に関する事態が生じた場合、会長が役員または運営委員を召集し協議決定する。

## 附則

- (1) 本会の内規は、平成23年3月9日に改正し、平成23年4月1日より施行する。
- (2) 本会の内規は、平成24年3月7日に改正し、平成24年4月1日より施行する。
- (3) 本会の内規は、平成31年3月1日に改正し、平成31年4月1日より施行する。
- (4) 本会の内規は、令和5年5月17日に改正し、令和5年6月1日より施行する。
- (5) 本会の内規は、令和6年2月26日に改正し、令和6年4月1日より施行する。

# 川崎市立稲田小学校教育後援会会則

## 総則

第1条 本会は「川崎市立稲田小学校教育後援会」と称し、事務所を同校内におく。

第2条 本会は学校教育法、第29条の目的を達成するため、川崎市立稲田小学校及び、川崎市立中央支援学校稲田分教室の諸般に亘り、後援することを目的とする。

## 組織

第3条 本会は、第2条の趣旨に賛同する下記の会員を以って組織する。

- 1、正会員 稲田小学校及び、中央支援学校稲田分教室の児童保護者  
又はこれに代わるべきもの。
- 2、篤志賛助会員 正会員以外の篤志者。
- 3、特別会員 稲田小学校及び、中央支援学校稲田分教室教職員

## 役員

第4条 本会に下記の役員をおく。任期は1年とし、再任を妨げない。但し役員は名誉職とする。

会長 1名 ・ 副会長若干名 ・ 理事若干名（内2名を会計係とする。）

監事 2名 ・ 評議員若干名 ・ 顧問若干名

第5条 会長、副会長は評議員会に於いて会員中より推薦する。

評議員は地区毎に会員がこれを選出する。

理事・監事は評議員の互選により選出する。

第6条 役員の仕事は下記の通りである。

会長は、会務を総理し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代行する。

評議員は、会務を協議決定し予算並びに決算の審議及び承諾をする。

理事は、会長の命をうけて、会務を処理する。

監事は、会計を監査する。

顧問は、会長の諮問に応ずる。

## 会議及び事業

- 第7条 総会は毎年4月に行い、役員会は必要に応じ、随時開催する。  
会議の議長は、会長がこれに当たり出席者の過半数を以って決議する。
- 第8条 本会は下記の事業を行う。
- 1、 稲田小学校及び、中央支援学校稲田分教室の児童教員並び諸施設に関する援助。
  - 2、 稲田小学校及び、中央支援学校稲田分教室教員の研修に対する援助。
  - 3、 その他、本会の目的達成に必要と認める事項。
- 第9条 本会の経費は、会費並びに篤志者の寄付金、その他の収入を以ってこれに充てる。  
正会員の会費は、月額40円とする。  
篤志賛助会員の寄付金額は、篤志者の自由とする。
- 第10条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし会計及び会務の報告をする。

## 附則

本会会則の変更は、評議員の決議に依る。

本会に下記の簿冊を備える。

- 1、 会則
- 2、 役員名簿
- 3、 会費徴収簿
- 4、 備品台帳
- 5、 会計簿
- 6、 記録簿
- 7、 その他